

浜松市総合産業展示館指定管理者選定基準

評価項目		配点	得点
1 施設運営管理方針に関する項目（合格点 5.5 点以上）			
(1) 施設の性格や目的の理解		5	
(2) 提案が市の施策に沿ったものであること		5	
小 計		10	
2 事業提案（計画）に関する項目（合格点 24.8 点以上）			
(1) 事業の具体的取組み方		7	
(2) 施設の運営体制・職員の配置		7	
(3) 適正な管理・モニタリング		7	
(4) 安全管理・緊急時への対応		7	
(5) 市民サービスの向上		7	
(6) 環境・地域等への配慮		5	
(7) 平等利用		5	
小 計		45	
3 指定管理者に関する項目（合格点 9.4 点以上）			
(1) 団体の物的・財政的能力		6	
(2) 施設の運営実績		6	
(3) 団体の地域貢献		5	
小 計		17	
4 指定管理者の活動に関する項目			
(1) 浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと		3	
(2) 各種認定等の有無		1	
小 計		4	
5 指定管理料に関する項目（1）（合格点 5.5 点以上）			
収支計画の妥当性		10	
小 計		10	
6 指定管理料に関する項目（2）指定管理者納入金			
$\frac{\text{提案された納付金の率} - \text{下限率 (25\%)}}{\text{市が想定している納付金の上限率} - \text{下限率 (25\%)}} \times \text{配点}$ （納付金の率は3年間の平均とし、小数点第2位四捨五入）		14	
小 計		14	
現指定期間の実績に基づく加減点			
合 計		100	

〈選定条件〉

- 1 評価項目 1、2、3 及び 5 の各小計において、配点の55%以上（合格点）であること。
- 2 前 1 の条件を満たす者のうち、合計点が最も高い者を優先交渉権者（候補者）とする。
- 3 4 の「(2) 各種認定等の有無」は、高齢者活躍宣言事業所の認定、消防団協力事業所の認定、ワーク・ライフ・バランス等推進事業所の認証、外国人材活躍宣言事業所の認定、企業のCSR活動表彰（以上、認定等主体浜松市）、健康経営優良法人の認定（認定主体経済産業省）事業者を加点する。共同事業体の場合は、共同事業体数で按分する。
- 4 6 の評価点は、指定期間中の総計で行い、配点を上限とする。
- 5 現指定管理者から応募があった場合、現指定管理期間の事後評価結果に基づき加減点を行う。なお、加減点の算出方法は、募集要項「20実績の反映について」のとおりとする。